事業優先順位	2	細事業:高額医療合算介護予防サービス費給付	整理番号	02

目的：居宅要支援被保険者が日常生活を営むことができるよう、必要な介護予防サービス及び医療に要した費用の合計額が高額になったときに費用負担の軽減を行う。

目標：要支援・要介護状態となった被保険者の介護保険サービス及び医療の費用負担の軽減を行う。

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成21年度	根拠法令	介護保険法第61条の2

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		**111**	**35**	**76**
財源内訳	一般財源	40	13	27
	国府支出金	39	12	27
	地方債	0	0	0
	支払基金交付金	32	10	22
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		1,712	908	804
内訳	事業費	111	35	76
	人件費	1,601	873	728
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		15	8	7
世帯あたり（円）		36	19	17
参考	職員数（人）	0.21	0.11	0.10
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性：該当者に対する申請勧奨及び支給を適切に行っていく。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	A	B	40歳以上65歳未満の特定疾病を起因とした要支援被保険者及び65歳以上の要支援被保険者

細事業：高額医療合算介護予防サービス費給付

１．高額医療合算介護予防サービス費給付

要支援被保険者が受けた介護保険サービス及び医療に要した費用の合計額が著しく高額であるときは、請求により審査をおこなったうえで、高額医療合算介護予防サービス費を支給した。

⑴支給件数及び給付額

サービス種別	支給件数	給付額（円）
高額医療合算介護予防サービス費	１２	１１０，９７６